



～事務所宣言～ 私たちは男女が
ともに安心して子育てをし、仕事に
打ち込める社会を目指します

T101-0022

東京都千代田区神田練堀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail kk@iemura.jp URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

マイナ保険証と高額療養費

マイナンバーカードを健康保険証として利用し、限度額情報の提供に同意することで、手続きなしで高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。従って、限度額適用認定証の事前申請が不要となります。

ただし、弊所が協会けんぽ東京支部に確認したところ、例えば、病院を従来の保険証で受診し、病院の処方箋を提出した薬局でマイナ保険証を使って限度額情報の提供に同意した場合、病院の分の医療費は、薬局での同意の対象には含まれないため、自動的に合算されることはないとのことです。

そのため、手続きなしで高額療養費制度を利用したい場合には、病院と薬局の両方でマイナ保険証を利用して限度額情報の提供に同意をしておく必要があります。

現時点では、病院よりも薬局の方が、マイナ保険証の利用促進に積極的な傾向があるようです。受診の際は、上記の点にご留意いただければと思います。

「フリーランス新法」が施行されます

フリーランス・事業者間取引適正化等法(いわゆる「フリーランス新法」)が令和6年11月1日に施行されます。労働者を対象とする法律ではなく、業務委託で働く人に関する法律で、個人で働くフリーランスに業務委託を行う発注事業者に対し、業務委託をした際の取引条件の明示、給付を受領した日から原則60日以内での報酬支払、ハラスメント対策のための体制整備等が義務付けられます。

フリーランス新法のうち、取引の適正化に関する規定については主に公正取引委員会及び中小企業庁、就業環境の整備に関する規定については主に厚生労働省の管轄となります。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/download/freelance/law_03.pdf

フリーランスの労災特別加入

労災保険は、労働者(事業主に雇用されている者)が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する制度です。労働者以外の方(自営業者等)でも、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、補償を受けることができます。これを「特別加入制度」といいます。

これまでは、業務の実態や、災害の発生状況からみて、労働者に準じて保護した方がよいと思われた一定の職種に限って、特別加入が認められてきましたが、令和6年11月から、フリーランスが企業等から業務委託を受けて行う事業について、どの業種でも特別加入が認められるようになります。

特別加入を希望する場合、「連合フリーランス労災保険センター」を通じて、加入手続きをし、保険料はフリーランス本人が全額負担します。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001262830.pdf>

<https://jtuc-network-support.com/report/worqreport6>

街頭相談の相談員を務めました

10月22日に有楽町の東京交通会館で実施された東京都社会保険労務士会千代田統括支部主催による労働・社会保険等に関する無料街頭相談会で、家村が相談員を務めました。例年秋に実施しておりますので、よろしければ来年以降ぜひご参加ください。

弊所の体制について

弊所へのご相談やお問合せはメールまたは事務所電話、緊急時は家村携帯 09035225025 までお願いします。

Zoom や Webex 等の面談にも対応しております。

